



栃木市・岩舟町合併協議会

# 合併協議会だより

No. 2  
2012. 6

発行／栃木市・岩舟町合併協議会 編集／栃木市・岩舟町合併協議会事務局  
〒329-4492 栃木県栃木市大平町富田558番地（栃木市大平総合支所内）  
TEL0282-43-9203 FAX0282-43-8818  
【ホームページ】 <http://www.city.tochigi.lg.jp/gappei/ti/>  
【Eメール】 [info-ti@totigi-gappei.jp](mailto:info-ti@totigi-gappei.jp)



つがの里のハス（解説は6ページに記載）

も く じ	第5回合併協議会の結果・・・・・・・・・・	2
	今回確認された合併協定項目の内容・・	2～4
	今後の合併協議会開催予定・・・・・・・・	4
	住民アンケート結果<速報>・・・・・・・・	5
	出かけてみませんか？・・・・・・・・・・	6

## 第5回合併協議会の結果

第5回栃木市・岩舟町合併協議会が、平成24年5月23日(水)午後2時30分から、栃木市の栃木保健福祉センター2階大会議室で開催されました。

会議では、報告事項3件、審議事項1件、協議事項7件の協議が行われました。その内容は次のとおりです。



報告第8号 平成23年度栃木市・岩舟町合併協議会予算の流用について

報告第9号 平成24年度栃木市・岩舟町合併協議会予算の専決処分について

報告第10号 合併市町村基本計画策定に伴うアンケート調査の実施について

議案第10号 平成24年度栃木市・岩舟町合併協議会事業計画について

協議第7号 合併協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて

協議第8号 合併協定項目5 財産及び債務の取扱いについて

協議第9号 合併協定項目10 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第10号 合併協定項目12 条例、規則等の取扱いについて

協議第11号 合併協定項目13 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第12号 合併協定項目19 慣行の取扱いについて

協議第13号 合併協定項目22 消防団の取扱いについて

承認

確認

確認

確認

確認

確認

確認

確認

## 今回確認された合併協定項目の内容

### 合併協定項目5

### 財産及び債務の取扱い

- 1 岩舟町の所有する財産及び債務は、すべて栃木市に引き継ぐこととする。
- 2 栃木市と岩舟町との合併により解散となる栃木地区広域行政事務組合の所有する財産及び債務は、すべて栃木市に引き継ぐこととする。
- 3 財産区有財産は、栃木市に引き継ぐこととする。



岩舟町役場は、合併後は総合支所となります

## 合併協定項目10

### 一般職の職員の身分の取扱い

- 1 岩舟町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第12条の規定により、全て栃木市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 栃木市と岩舟町との合併により解散となる栃木地区広域行政事務組合の一般職の職員は、全て栃木市の職員として引き継ぐものとする。
- 3 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 4 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。
- 5 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、合併前の給料を保障する。

## 合併協定項目12

### 条例、規則等の取扱い

条例・規則等については、栃木市の条例、規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて新規制定、一部改正等を行うものとする。

## 合併協定項目13

### 事務組織及び機構の取扱い

- 1 新市の行政組織・機構は、既存の庁舎の活用を図ることを前提に、総合支所方式を採用するものとし、総合支所の組織については、現地解決型の地域振興を図ることができ体制を確保するとともに、市民サービスに急激な変化をきたすことのないように配慮するものとする。
- 2 合併時における組織については、栃木市の例により部制を執るものとする。

## 合併協定項目14

### 一部事務組合等の取扱い



ごみ処理施設「栃木クリーンプラザ」

栃木地区広域行政事務組合については、合併の前日をもって解散する。組合の業務、財産、債務及び一般職の職員については、すべて栃木市に引き継ぐものとする。

栃木地区広域行政事務組合では、栃木市と岩舟町のごみ処理施設に関する業務を行っています。

## 合併協定項目19

### 慣行の取扱い

- 1 市章及び市の旗については、合併時に栃木市の市章及び市旗を用いることとし、市の歌、市の木、市の花については、合併後、栃木市において調整する。
- 2 各種宣言については、栃木市の宣言を用いるものとする。なお、新たな宣言については、栃木市において調整する。
- 3 市民憲章については、合併後、栃木市において調整する。
- 4 ・表彰制度については、栃木市の例により合併時に統合する。  
・名誉市町民に関することについては、合併後に再編する。これまでの名誉町民は、継続して栃木市の名誉市民とする。

## 合併協定項目22

### 消防団の取扱い

- 1 消防団については、合併時に統合することとし、岩舟町の消防団員は、すべて栃木市の消防団員として引き継ぐ。
- 2 報酬、費用弁償、行事等については、栃木市の例により合併時に統合する。



## 今後の合併協議会開催予定

8月27日（月）に開催予定の第7回合併協議会は、会場が「栃木市役所正庁」から「栃木市藤岡遊水池会館」に変更となりました。

回数	開催期日	会場
6	平成24年7月20日（金）14:00	栃木市栃木保健福祉センター
7	// 8月27日（月）10:00	栃木市藤岡遊水池会館
8	// 9月26日（水）14:00	岩舟町健康福祉センター「遊楽々館」
9	// 11月12日（月）14:00	栃木市国府公民館
10	平成25年1月17日（木）10:00	栃木市大平総合支所大会議室
11	// 2月14日（木）15:00	サンプラザ（栃木市片柳町2丁目地内）

※ 合併協議会の会議は原則として公開で行われます。会議開会30分前から傍聴受付を行いますので、ぜひお越しください。なお、受付開始時点で傍聴者が定員の50名を超えた場合は、くじ引きによる抽選となる場合があります。ご了承ください。

# 住民アンケート結果<速報>

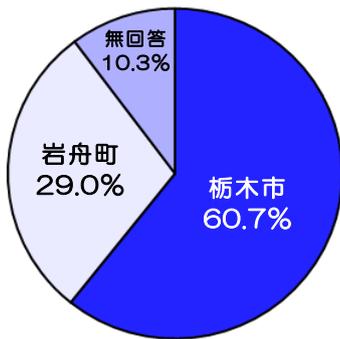
住民アンケート調査の速報値が第5回合併協議会で報告されましたので、その概要をお知らせします。この調査は、合併市町村基本計画（新市まちづくり計画）の策定にあたり、住民の皆さんの意向等を把握し、計画づくりに反映させるために実施されたものです。

配布総数：7,000通（栃木市：4,850通 岩舟町：2,150通）

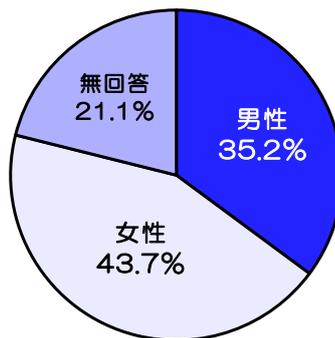
回収総数：2,409通 回収率：34.6%（5月2日時点の速報）

なお、最終の集計結果につきましては、後日、ホームページ等で報告いたします。

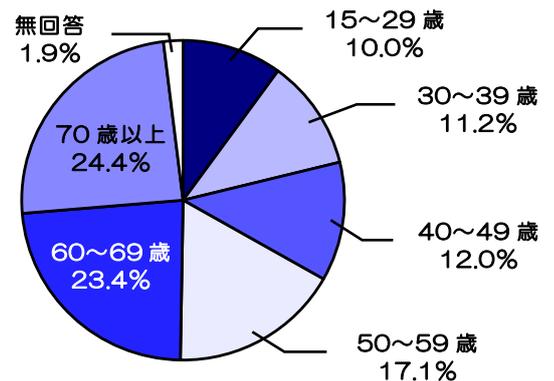
■住まい



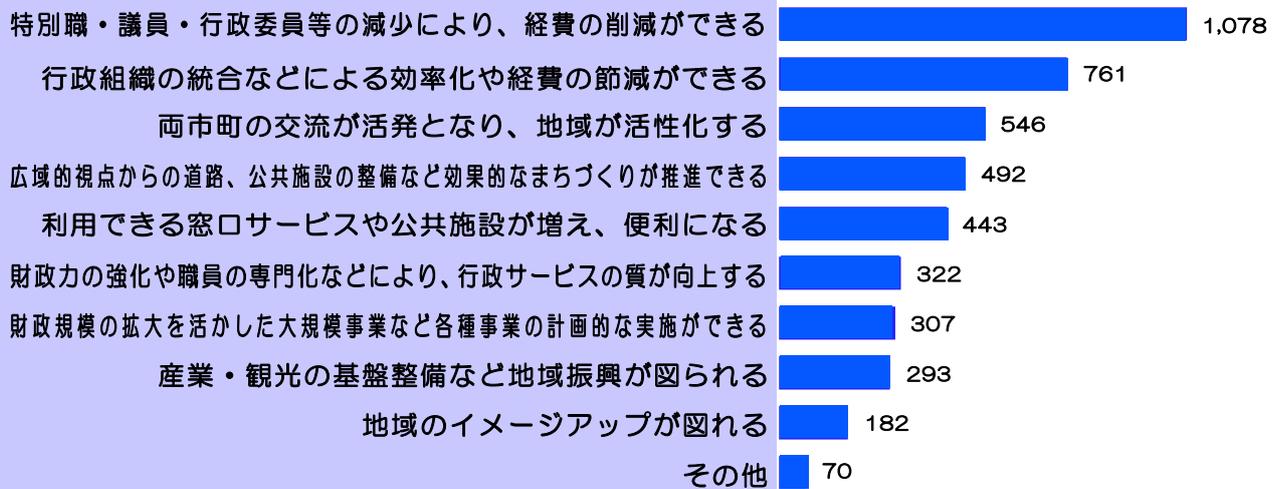
■性別



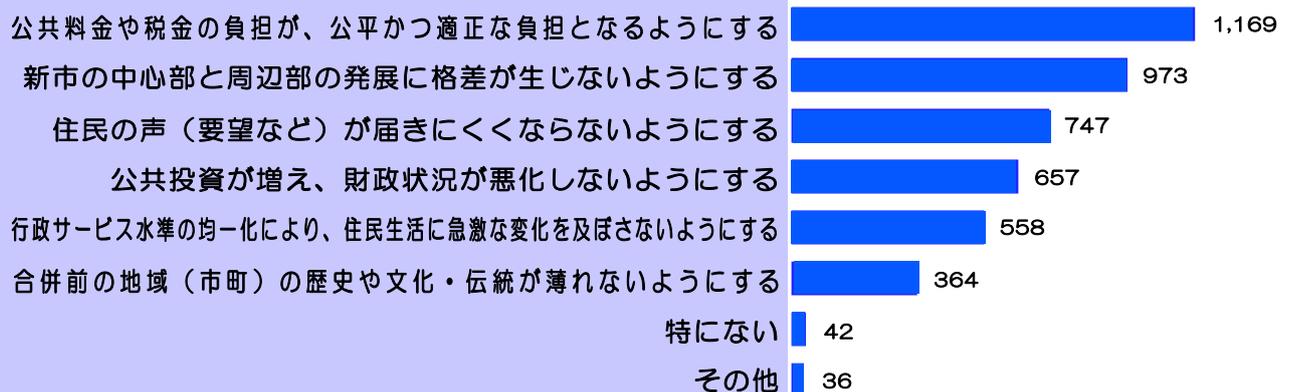
■年齢



## Q 合併について何を期待しますか？



## Q 合併後のまちづくりは、どのような点に配慮したほうが良いと思いますか？



# 出かけて みませんか？



## 渡良瀬遊水地湿地資料館

渡良瀬遊水地の自然や湿地に関する資料などを展示しています。また、植物や野鳥の観察会（参加費無料）を定期的に開催しています。開催日時など詳しく



資料館裏の湿地園では、遊水地に自生している希少植物の観察もできます。

くは、湿地資料館に直接お問合せください。

所在地 栃木市藤岡町藤岡17

78 (藤岡遊水池会館

東)

開館時間 9時～17時

休館日 月曜日(月曜が祝日の場合は火曜日)、年末年

始

入館料 無料

駐車場 あり

問合せ Tel (62) 5558

## 岩舟町石の資料館

採掘の歴史など、岩舟石に関する資料を紹介する「日本一小さい資料館」がキャッチフレーズのミニ・ミュージアムです。

石の資料館は、昭和6年に採石業者川島定四郎氏が岩舟石の細工技術の保存と石工救済のために建築した建物を借り受けて利用しています。

所在地 岩舟町大字鷲巢500

番地15 (JR岩舟駅から



資料館の建物自体が、岩舟石の細工技術の貴重な資料でもあります。

徒歩2分)

開館時間 9時～17時

休館日 月曜日、休日の翌日、

年末年始

入館料 無料

駐車場 あり

問合せ Tel (55) 5877



## 表紙の写真：つがの里のハス

つがの里のハス池では、例年6月下旬から7月上旬に、約3,000本のハスが大輪の花を咲かせます。

なお、6月23日(土)～7月8日(日)に

は、つがの里ハスまつりが開催される予定です。(花は朝方が見頃です。)

所在地 栃木市都賀町臼久保 325

問合せ 都賀総合支所産業振興課

Tel 29-1104